

(2) 障害のある人が安心して暮らせる地域社会

「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」が平成 25 年 4 月（一部は平成 26 年 4 月）から施行され、「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）」となりました。

< 障害者自立支援法改正の概要（障害者総合支援法） >

- ・ 障害者基本法の改正を踏まえて法律の基本理念を新たに規定
- ・ 障害者の範囲に難病等を追加（25. 4. 1 施行）
- ・ 「障害程度区分」に代わる「障害支援区分」を創設（26. 4. 1 施行）
- ・ 重度訪問介護の対象を知的障害・精神障害に拡大（26. 4. 1 施行）
- ・ ケアホームとグループホームを一元化（26. 4. 1 施行）
- ・ 地域生活支援事業の必須事業として意思疎通支援を行う者の養成研修等を追加（25. 4. 1 施行）
- ・ 障害支援区分の認定を含めた支給決定のあり方等を法施行後 3 年を目途に検討

今回の法改正により、障害者福祉制度が大幅に変更され、障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるための地域支援体制づくりや、地域や在宅での生活が維持できない重度の障害のある人が、入所して医療や介護を受けることができる施設の充実や拡充を進めることが、これまで以上に求められています。

そこで、あいち健康福祉ビジョンの障害者福祉分野で取り組んでいる様々な施策のうち、以下の主なものを取り上げ、実施状況を検証します。

- ① グループホームの設置促進
- ② 障害者権利擁護センターの運営
- ③ 心身障害者コロニーの再編整備
- ④ 第二青い鳥学園の再整備
- ⑤ 重症心身障害児者施設の整備促進

地域社会における共生の実現に向けて 新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の概要

1. 趣旨	(平成24年6月20日 成立・同年6月27日 公布)
障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、新たな障害保健福祉施策を講ずるものとする。	
2. 概要	5. 障害者に対する支援
1. 題名 「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」とする。	① 重度訪問介護の対象拡大(重度の肢体不自由者等であって常時介護を要する障害者として厚生労働省令で定めるものとする) ② 共同生活介護(ケアホーム)の共同生活援助(グループホーム)への一元化 ③ 地域移行支援の対象拡大(地域における生活に移行するため重点的な支援を必要とする者であって厚生労働省令で定めるものを加える) ④ 地域生活支援事業の追加(障害者に対する理解を深めるための研修や啓発を行う事業、意思疎通支援を行う者を養成する事業等)
2. 基本理念 法に基づく日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われることを法律の基本理念として新たに掲げる。	6. サービス基盤の計画的整備 ① 障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標に関する事項及び地域生活支援事業の実施に関する事項についての障害福祉計画の策定 ② 基本指針・障害福祉計画に関する定期的な検証と見直しを法定化 ③ 市町村は障害福祉計画を作成するに当たって、障害者等のニーズ把握等を行うことを努力義務化 ④ 自立支援協議会の名称について、地域の実情に応じて定められるよう弾力化するとともに、当事者や家族の参画を明確化
3. 障害者の範囲(障害児の範囲も同様に対応。) 「制度の谷間」を埋めるべく、障害者の範囲に難病等を加える。	
4. 障害支援区分の創設 「障害程度区分」について、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す「障害支援区分」に改める。 ※ 障害支援区分の認定が知的障害者・精神障害者の特性に応じて行われるよう、区分の制定に当たっては適切な配慮等を行う。	
3. 施行期日	
平成25年4月1日(ただし、4. 及び5. ①～③については、平成26年4月1日)	
4. 検討規定(障害者施策を段階的に講じるため、法の施行後3年を目途として、以下について検討)	
① 常時介護を要する障害者等に対する支援、障害者等の移動の支援、障害者の就労の支援その他の障害福祉サービスの在り方 ② 障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方 ③ 障害者の意思決定支援の在り方、障害福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進の在り方 ④ 手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方 ⑤ 精神障害者及び高齢の障害者に対する支援の在り方 ※上記の検討に当たっては、障害者やその家族その他の関係者の意見を反映させる措置を講ずる。	

<資料：障害者総合支援法の概要 厚生労働省>

① グループホームの設置促進

障害のある人が住み慣れた地域で自立した生活をするためには、グループホーム等の住まいの場の確保が重要となっており、平成 24 年 3 月に策定した第 3 期愛知県障害福祉計画(計画期間平成 24～26 年度)では、平成 26 年度末の定員数を平成 22 年度末の定員数の 2 倍とすることを目標として整備を進めていくこととしています。

しかしながら、土地の確保や費用の調達などの点から、新築により整備を進めることは困難で、整備がなかなか進まない状況にあります。

【第 3 期愛知県障害福祉計画(24～26 年度)のグループホーム等目標値】

平成 26 年度目標値：4,532 人 (22 年度サービス提供量 2,266 人を倍増)

【グループホーム・ケアホーム数等の推移及び見込み (政令市・中核市を含む)】

	20 年度末	21 年度末	22 年度末	23 年度末	24 年度末	25 年度末	見込(※) 26 年度末
事業所数(か所)	157	181	199	226	267	282	316
定員数(人)	1,698	1,914	2,266	2,574	3,143	3,461	4,015

※見込…各年度末の伸び率を平均し、25 年末に乗じて計算

【厚生労働省調査結果】(24 年 6 月公表・人口 10 万人当たりの利用者数)

	22 年度実績	26 年度見込
愛知県	28.5 人(46 位)	49.5 人(43 位)
全国平均	56.6 人	89.9 人

<資料：愛知県健康福祉部障害福祉課>

また、既存の戸建て住宅を活用してグループホームを設置する場合、建築基準法の「寄宿舎」の規定が適用されるため、防火間仕切り壁の設置などが必要となり、大規模改修工事を行わなければならない場合があるなど、活用しづらい状況となっています。

このため、既存の戸建て住宅を有効に活用した障害者のグループホームの設置を促進するため、行政機関、学識経験者及び事業者等で構成する連絡会議において取扱い案をとりまとめ、平成 25 年 10 月から 1 か月間、県民の皆様から意見の募集(パブリックコメント)を行った上で、「愛知県既存の戸建て住宅を障害者グループホームとして活用する場合の取扱要綱」を策定し、平成 26 年 4 月 1 日から実施しました。

この要綱により、十分な防火・避難対策を講じた既存の戸建て住宅については、建築基準法の「寄宿舍」への用途変更の手続きを要しないこととなり、防火間仕切り壁の設置等が不要となりますので、本県の障害者のグループホームの設置が促進されることが期待されます。

この他にも、整備費の補助による供給促進策として、新設・既設の改修を対象とした「障害者施設設置費補助金」、スプリンクラー設備の設置を対象とした「社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金」や、財政基盤の弱い小規模な事業所の運営に必要な経費を補助する「障害者共同生活援助事業費補助金」など、グループホーム設置の促進を図るための取組と併せ、今後、グループホームの積極的な設置を促進していきます。

<平成 25 年度障害者施設設置費補助金（グループホーム分）整備実績>

箇所数	定員	事業費	補助額
12 箇所	78 人	578,478 千円	233,894 千円

また、平成 26 年 4 月から「グループホーム整備促進支援制度」を実施しています。グループホームの設置・運営に精通した方を「支援コーディネーター」として複数名配置し、新たにグループホームの整備を検討している方を対象に、支援コーディネーターを中心とした「開設・運営説明会」の開催や、より具体的に運営がイメージできるように「見学会」や「相談会」を開催するなどして、グループホームの立ち上げから運営までをトータルに支援することとしています。